

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2022年1月26日改定）

■スマートフォンアプリ利用規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>第 16 条（本サービスの利用等）</p> <p>1 利用者は、利用者端末を使用して当行所定のアプリストアから本アプリをダウンロードのうえ利用者端末にインストールを行ったうえ、本サービスの利用を申し込みます。利用者が<u>当行所定</u>の手続きを行い、届出口座の登録が完了することで当行は申込みを承諾したものとし、利用者は本アプリにより本サービスを利用することができるようになります。動作確認済の端末及びOSについては、当行所定のホームページをご覧ください。</p> <p>2～10（略）</p>	<p>第 16 条（本サービスの利用等）</p> <p>1 利用者は、利用者端末を使用して当行所定のアプリストアから本アプリをダウンロードのうえ利用者端末にインストールを行ったうえ、本サービスの利用を申し込みます。利用者が<u>総合口座の口座情報及びキャッシュカードの暗証番号の入力等、届出口座の登録に係る</u>手続きを行い、届出口座の登録が完了することで当行は申込みを承諾したものとし、利用者は本アプリにより本サービスを利用することができるようになります。動作確認済の端末及びOSについては、当行所定のホームページをご覧ください。</p> <p>2～10（同左）</p>
<p>第 24 条（適用範囲）</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 第 1 章及び本章に定めのない事項については、ゆうちょダイレクトの申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合はゆうちょダイレクト規定を、ゆうちょ通帳アプリ（以下本章において「通帳アプリ」といいます。）の申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合は第 2 章を準用します。なお、本章で特に定義されていない用語は、ゆうちょダイレクトの申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合はゆうちょダイレクト規定の、通帳アプリの利用にあたって本アプリを利用する場合は第 2 章の用語の定義と同義とします。</p>	<p>第 24 条（適用範囲）</p> <p>1～2（同左）</p> <p>3 第 1 章及び本章に定めのない事項については、ゆうちょダイレクトの申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合はゆうちょダイレクト規定を、ゆうちょ通帳アプリ（以下本章において「通帳アプリ」といいます。）の申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合は第 2 章を、<u>ゆうちょ Pay の申込みにあたって本アプリを利用する場合はゆうちょ Pay 利用規約</u>を準用します。なお、本章で特に定義されていない用語は、ゆうちょダイレクトの申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合はゆうちょダイレクト規定の、通帳アプリの<u>申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合は第 2 章の、ゆうちょ Pay の申込みにあたって本アプリを利用する場合はゆうちょ Pay 利用規約の用語</u>の定義と同義とします。</p>
<p>第 26 条（本サービス）</p> <p>1 本アプリにおいて利用可能なサービスは、次の各号のとおりです。なお、個々のサービスの詳細については、当行所定のホームページをご覧ください。</p> <p>① <u>ダイレクトサービス又は通帳アプリの申込みを行うにあたり、ゆうちょダイレクト規定又は第 2 章に定める本人確認方法に代えて生体認証を行う取扱い</u></p> <p>②～⑤（略）</p> <p>2 本サービスを利用した場合のゆうちょダイレクト規定の適用については、同規定第 27 条（免責事項）第 2 項中「この規定による本人確認方法」とあるのは、「スマートフォンアプリ利用規定に定める生体認証又は取引認証」と、同条第 2 項、第 3 項及び第 6 項並びに第 28 条（記号番号等の不正使用による電信振替等）中、「記号番号等」とあるのは、「生体情報又はパスワード」と読み替えるものとします。また、本サービスを利用した場合の第 2 章の適用については、第 21 条第 1 項中「本章による本人確認方法」とあるのは「第 3 章による生体認証又は取引認証」と読み替えるものとします。</p>	<p>第 26 条（本サービス）</p> <p>1 本アプリにおいて利用可能なサービスは、次の各号のとおりです。なお、個々のサービスの詳細については、当行所定のホームページをご覧ください。</p> <p>① <u>ダイレクトサービス、通帳アプリ又はゆうちょ Pay の申込みを行うにあたり、ゆうちょダイレクト規定に定める本人確認方法又は第 16 条第 1 項に規定するキャッシュカードの暗証番号の入力若しくはゆうちょ Pay 利用規約第 3 条（利用申込み）第 2 項に規定するキャッシュカード暗証番号等の入力</u>に代えて生体認証を行う取扱い</p> <p>②～⑤（同左）</p> <p>2 本サービスを利用した場合のゆうちょダイレクト規定の適用については、同規定第 27 条（免責事項）第 2 項中「この規定による本人確認方法」とあるのは、「スマートフォンアプリ利用規定に定める生体認証又は取引認証」と、同条第 2 項、第 3 項及び第 6 項並びに第 28 条（記号番号等の不正使用による電信振替等）中、「記号番号等」とあるのは、「生体情報又はパスワード」と読み替えるものとし、本サービスを利用した場合の第 2 章の適用については、第 21 条第 1 項中「本章による本人確認方法」とあるのは「第 3 章による生体認証又は取引認証」と読み替えるものとし、<u>本サービスを利用した場合のゆうちょ Pay 利用規約の適用については、同規約第 3 条（利用申込み）第 3 項中「前項の手続において入力された引落指定口座の口座情報、キャッシュカード暗証番号等」とあるのは、「前項の手続において入力された引落指定口座の口座情報及びスマートフォンアプリ利用規定に規定する生体認証に用いられた生体情報」と、「当行が指定した総合口座の口座情報、キャッシュカード暗証番号等」とあるのは、「当行が指定した総合口座の口座情報及びスマートフォンアプリ利用規定に規定する登録生体情報」と、同条第 4 項中「引落指定口座の口座情報、キャッシュカード暗証番号等」とあるのは、「引落指定口座の口座情報及びスマートフォンアプリ利用規定に規定する生体認証に用いられた生体情報」と読み替えるものとします。</u></p>

以上